

# 脳実験にかかる倫理審査規約

2016 年 10 月 31日

一般社団法人日本ニューロマーケティング協会

## 脳実験にかかる倫理審査規約

### (規約の目的)

第1条 この規約は、ニューロマーケティングを行う際に必要となる脳実験で、機器による脳への何らかの照射が必要とされるもの（以下「脳実験」という。）について、倫理上の観点から、その可否を日本ニューロマーケティング協会（以下「協会」という。）が審査するための必要な事項を定めるものとします。

### (倫理審査の必要性)

第2条 この倫理審査は、脳実験が倫理的な規範に照らして妥当なものであるかの可否をあらかじめ審査しておくことが社会的に推奨されていることから、この規約に基づいて厳格な審査を行おうとするものです。

### (倫理審査委員会)

第3条 倫理審査を行うために、協会に「倫理審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

- 2 委員会は、医師を含む5人の委員で構成し、委員の互選により委員長を選任します。
- 3 委員長は、委員会を総理します。
- 4 委員会は、協会に申請のあった事項について、審査の上、委員の過半数で承認の可否を決定します。

### (倫理審査の手順)

第4条 倫理審査の手順については別途「倫理審査の申請についてのご案内（以下、ご案内）」に示される通りとします。

- 2 ご案内では、倫理審査について、倫理審査の手順、各審査結果とその条件について、審査料、ご提出いただく書類、免責事項が示されます。

### (倫理審査の手続き)

第5条 脳実験を行おうとする者であって、協会の行う倫理審査を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、この規約及びご案内を十分に理解の上、少なくとも当

該実験の1か月前までに、協会に対して倫理審査に必要な書類（次条に定める）を添えて申請を行うものとします。

（なお、書類等の再提出の可能性を考慮して、余裕（6週間前）をもって申請することが望ましい。）

2 協会は、申請のあった脳実験について、前条による審査が終了したものについては、その結果を郵送（書留）により申請者に連絡します。

（なお、結果が出るまでにはおよそ4週間程度を予定しますが、事案の内容、お申込みのタイミングにより6週間程度を要する場合があります。）

（申請時の必要書類）

第6条 前条第1項による申請時に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 研究倫理審査申請書
- (2) 研究計画書（書式自由ですが、別記2の必要項目を満たすこと）
- (3) 被験者募集要項（書式自由ですが、別記3の必要項目を満たすこと）
- (4) 被験者への説明書（書式自由ですが、別記見本1を参考にすること）
- (5) 被験者同意書（書式自由ですが、別記見本2を参考にすること）

（審査料）

第7条 倫理審査の審査料は、ご案内に示される通りとし、申請時に協会に納付するものとします。

2 審査料は、一次、二次とそれぞれの審査の段階ごとに納付するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第8条 この規約に基づく倫理審査において取り扱われる個人情報については、情報漏えいや目的外利用などのないよう厳重な管理を行うこととします。

（免責事項）

第9条 協会は、倫理審査申請者が行った脳科学実験によって発生した事故、トラブルなどについては、一切責任を持たないこととします。

2 協会は、準会員および非会員からの申請をお断りすることがあり、それについての理由は述べません。

3 協会は、審査の過程を開示しません。

附 則

この規約は、2016年11月15日から施行する。